

平成30年4月27日

第 4 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成30年4月27日（金） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 18 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 19 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 20 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 21 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 22 号 下限面積（別段の面積）の設定について
- 議案第 23 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画原案の意見聴取について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

- (1) 平成30年度農林水産課事業計画について
- (2) 緑の募金について
- (3) 平成30年度県農業・農村施策・予算に係る要望について

出席委員

1 番 生田 政行	2 番 横段 登	3 番 池田 勝憲	4 番 倉本 寛
5 番 水場 守信	6 番 向井 幸弘	7 番 林 武彦	8 番 亀山 博司
9 番 今井 満	10 番 上田 勝則	11 番 長迫 秀	12 番 本末 満
13 番 灰原 松二	14 番 大道 正孝	15 番 秋光 貴志	16 番 土井 光弘
18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次		

欠席委員

17 番 西田 小百合

事務局

平川事務局長　大番事務局次長　上川課長補佐　庭月野主査　田村副主任

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第4回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、1番 生田委員、2番 横段委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、17番 西田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。事前に送付した議案書のほかに、本日、資料1「下限面積（別段の面積）の設定について」、資料2「農用地利用配分計画」、資料3「平成30年度事業計画書 農林水産課」、資料4「平成30年度県農業・農林施策・予算に係る要望について（回答）」、「緑の募金」及び「農地中間管理事業（活用事例集）」のパンフレット、「JAくれだより」第61号を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第18号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番と2番は隣接地で、関連する案件ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広大新開3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は192㎡の第3種農地です。2番の申請地は、同所〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は177㎡の第3種農地です。

申請の事由は、土地の交換により土地利用の改善を図るものです。

1番2番の譲受人は親子関係にあり、交換地に隣接する子の農地と一体として利用し、野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで1番については25アール、2番は14アールありますので、

広地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。土地交換により農地の利便性の向上を図るものです。現在果樹が植えてあるが、今後、親子で野菜を作付けするということで、問題ないと思う。以上です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字西岡条〇〇〇〇番、地目は田、面積は148㎡の第2種農地です。

申請の事由は、申請地には譲受人の仮登記が付されており、譲渡人の相続整理ができたため、この仮登記の整理を行うものです。

営農計画は、果樹栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで22アールありますので、郷原地区の下限面積20アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。写真のとおり果樹が植付けられ、きちんと農地として管理されており、問題はないと思う。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：4番と5番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、下蒲刈町下島字平原〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は2,013㎡の農振農用地区域内の農地です。5番の申請地は、下蒲刈町下島字平原〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は410㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は譲受人の要望により、贈与により所有権を移転するもので、譲受

人は、申請地を譲り受け、新規就農を図るものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、申請地だけで24アールありますので、下蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。兄弟間の贈与であり、何ら問題ない。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、4番と5番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4番と5番は許可と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、下蒲刈町下島字小地蔵〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は462㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、贈与により所有権を移転するもので、譲受人は、申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。

経営面積は、広島市内に自作地が10アールありますので、下蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：11番 長迫です。譲受人の住所は広島だが、実家が下蒲刈にあり週末に帰って農業をするということで、問題はない。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第19号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、安浦町三津口5丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は920㎡の第2種農地です。

転用の目的は、駐車場として利用するものです。

規模等は、貸駐車場11区画として利用する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように既に貸駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。写真のとおり、現在、近隣の住宅の貸し駐車場として使用されている。ご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議場：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：つぎに、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、苗代町字重役〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,517㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル256枚、発電容量47.2kwを設置する計画です。

関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の事業計画の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生田委員：1番 生田です。現地は写真のとおり整地されており、水路は確保されている。問題ない。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議場：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番と3番は、譲受人が同一で、関連する案件ですので、一括して事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字重役〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,517㎡の第2種農地です。3番の申請地は、同所〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は259㎡の第2種農地です。

2番の申請地は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル256枚、発電容量47.2kwを設置する計画です。

関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の事業計画の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

3番の申請地は、2番の太陽光発電設備の工事、または管理を行うための駐車場6台分及び作業スペースとして利用するものです。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。1番の申請地に近い農地で、同じように水路は確保されており、問題はない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、2番と3番は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番と3番は許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、倉橋町字江浜〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,185㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、使用貸借による権利を設定するものです。

規模等は、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水 場 委 員：5番 水場です。排水は川に流れるので、問題ない。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は太陽光発電設備に関する事業計画の認定にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は事業計画の認定にあわせ許可すると決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、川尻町原山3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は837㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、賃借権を設定するものです。

規模等は、太陽光パネル200枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。手前に民家があるが、水路があり、譲受人には排水に配慮するよう指示した。よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は太陽光発電設備に関する事業計画の認定にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は事業計画の認定にあわせ許可すると決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、安浦町三津口6丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,456㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地区域については、指定の除外を1月の第1回農業委員会総会で協議いただいています。

なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定及び農振農用地区域の除外の公告にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：8番 亀山です。申請地は、昨年まで水耕されていた。この地域の農家は、高齢で耕作が難しくなっており、農地を太陽光発電設備などに転用したいということです。1メートルの川があり、排水も2カ所設けるといことです。よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は太陽光発電設備に関する事業計画の認定及び農振農用地区域の除外の公告にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は事業計画の認定及び除外の公告にあわせ許可すると決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、安浦町内海北5丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は100㎡の第2種農地です。

転用目的は、ポンプ所及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、ポンプ1基及び駐車場2区画として利用する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既にポンプ所として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、都市計画法による「開発許可」及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

なお、農振農用地区域については、指定の除外を1月の第1回農業委員会総会で協議いただいております。除外の公告にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。写真のとおり、近隣のアパートの上水ポンプ及び駐車場として使っているということです。問題ないと思います。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、農振農用地区域の除外の公告にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は除外の公告にあわせ許可すると決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、安浦町大字赤向坂字宮前〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,499㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル212枚、発電容量33kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請済みで、その他の都市計画法による「開発許可」及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地区域については、指定の除外を1月の第1回農業委員会総会で協議いただいております。

なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定及び農振農用地区域の除外の公告にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地については、農業振興地域の農用地の除外申請のとき現地調査している。排水も計画されており問題ない。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

水 場 委 員：5番 水場です。写真では、水路が確認できないが、どこに排水するのか。

今 井 委 員：写真の道路の中に側溝があり、そこに排水する計画で問題ない。

事 務 局：写真の民家と申請地の間に農地があるが、そこへは山側から水路がきている。

議 長：そのほか、何かありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は太陽光発電設備に関する事業計画の認定及び農振農用地区域

の除外の公告にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は事業計画の認定及び除外の公告にあわせ許可すると決定します。

議 長：つぎに、議案第21号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案第21号は、「租税特別措置法」により認められた相続税の納税猶予に係るものです。相続人が相続税の納税猶予の特例の適用を受けるとして税務署に申告し、申告した農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年、農地を引き続き耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されるものです。

この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

1番の調査地は、広大新開2丁目〇〇〇〇番〇ほか6筆、登記地目は田または畑、面積は特例農地の適用を受ける農地面積の合計で2,682.65㎡の第3種農地です。

平成26年6月27日に夫が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、自宅、駐車場、通路等の不耕作部分を除き、水稻作付けのための管理、野菜、果樹が作付けされており、農地として適切に管理及び耕作されていました。

なお、認定面積の変更は、道路買収に伴う分筆によるもので、認定地目変更は、水稻作付け管理部分が、果樹の作付けに変更されていたことによるものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：2番 横段です。7筆あるが、果樹、野菜、水稻と農地として耕作されている。3年前の調査時より管理が良くなっている。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の調査地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は493㎡の第3種農地です。

平成23年7月13日に父が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は、果樹が作付けされており、農地として適切に耕作されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。住宅地の中にある農地で、柿、イチジクなどを植えており、うまく管理されている。以上です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の調査地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は2,262㎡のうち2,232㎡の第3種農地です。

平成17年7月6日に夫が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたものです。この調査地については平成28年5月に、敷地面積30㎡の農業用倉庫を設置する旨の届出がされ、税務署にも納税猶予の一部除外の手続きがされています。現地は、この30㎡を除き、水稻作付けのための管理がされており、農地として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：1番 生田です。きれいに耕されており、ヒノヒカリを植えるとのこと。今日見たところ水田（みずた）にされていた。何ら問題ない。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：続きまして、議案第22号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料1「下限面積の設定（別段の面積）について」をご覧ください。

平成21年12月の農地法改正により、農業委員会は、農林水産省令の定める基準に従い公示することにより、下限面積を地域の実情に合わせて設定できるようになりました。農業委員会は、毎年、下限面積の設定、修正の必要性について審議することとなっているため、毎年4月に下限面積の設定について議案を提出しているものです。

今年度の方針として、下限面積の変更は行わないとしています。理由は、2010年（平成22年）と2015年（平成27年）の農林業センサスの呉市管内の耕作放棄地面積を比較したところ、102ヘクタール減少しているためです。

農地の確保は、耕作放棄地の解消、発生防止が関係しており、下限面積の設定にあたっては、耕作放棄地の面積を一つの目安としています。そのため、耕作放棄地が減少しているの下限面積の変更は行わないとしたものです。

なお、農林業センサスの耕作放棄地面積は、平成22年 1、244ヘクタール、平成27年 1、142ヘクタールとなっています。

また、資料の裏面に、平成21年の変更の際の市内各地域の下限面積の一覧を記載しています。

ご審議よろしく申し上げます。

議長：それではご審議願います。ただいまの事務局の説明について、ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は議案のとおり決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は議案のとおり決定します。

（農林水産課職員 入室）

議長：つぎに、議案第23号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画原案の意見聴取について」を議題とします。呉市農林水産課の説明をお願いします

農林水産課：資料2「農地利用配分計画」をご覧ください。

これは、平成25年度から始まった農地中間管理事業に関するものです。

事業内容は、耕作が困難で農地を貸したい貸し手と、規模拡大または効率化を図りたい受け手の情報を公的機関が取りまとめ、仲介することにより、面的にまとまった形で農地の貸し借りが行われる仕組みです。

取り組み状況は、広島県では、一般財団法人 広島県森林整備・農業振興財団が農地中間管理機構の指定を受け、この業務を行っています。

議案の農地利用配分計画は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案です。農地利用配分計画の策定にあたっては、同法第19条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴くこととなっています。農業委員会の意見聴取後、農地中間管理機構と農地の貸し手との間で利用権設定を行うため、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を策定し、県知事の許可を受けることとなっています。

今回の案の内容ですが、すでに農用地利用集積計画で農地の所有者から農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、2ページ、3ページの、蒲刈町、豊浜町のそれぞれ1筆について、借り受け希望があり、利用権設定を行う予定としています。4ページには、設定する利用権について、貸し手、借り手間の具体的な契約内容、取り決め事項を記載しています。

なお、本日の農業委員会の意見を農地中間管理機構に報告することとなっています。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

本末委員：12番 本末です。農地が荒れているのは、作り手がいないからである。現在の若者は、現状で手一杯で、これ以上できない。外部から人を入れるしかないが、そのことができていない。

農林水産課：この事業は、国の事業であり、公的機関が仲介することで安心して農地の貸し借りをを行う制度です。しかし、貸し手と借り手がマッチングしないと機構は借り受けてくれない。そういう面で、担い手への集約ということではうまく機能していない。新規就農者への支援もしているが、外部からの参加者は少ないのが現状です。委員の意見を参考に組みたい。

議長：本末委員の考え方については、広島県農業会議でも話しているが、解決策は見いだせない。根本原因は、農業所得が低いということがあり、そのまま外部から人をといてもどうにもならないと思う。

また、本議案は国の制度として実際に上がってきたもので、農業政策の方針を問うものではない。

灰原委員：13番 灰原です。これは、1筆だけ出ているが、これ以外にも同様の農地がある。現地確認はしているのか。

農林水産課：現地確認している。農地中間管理事業はこの1筆だが、この制度での対応以外のものもある。また、これ以外はマッチングが成立していない。

上 田 委 員： 10番 上田です。使用料はこの程度なのか。

事 務 局： 双方の合意ということではあるが、固定資産税相当額となっている。

議 長： そのほか、何かありませんか。

議 場： なし。

議 長： ないようですので、本件は議案のとおり承認してご異議ありませんか。

議 場： 異議なし。

議 長： それでは、本件は議案のとおり承認します。

(農林水産課職員 退室)

議 長： 報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局： 議案書の11ページから14ページをご覧ください。市街化区域内の農地についてこの1ヶ月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。11ページ、12ページは、農地法第4条の規定による届出2件で、うち12ページは一時転用に係るものです。13ページ、14ページは、農地法第5条の規定による届出で6件、4条5条の届出の合計で8件ありましたので報告します。

(農林水産課職員 入室)

議 長： その他に入ります。

「平成30年度 農林水産課事業計画」及び「緑の募金」について、呉市農林水産課から説明をお願いします。

なお「事業計画」については、農林水産課の説明のみとさせていただきます。各委員からのご質問等については、後ほど事務局が取りまとめて、次期総会において一括してご報告させていただきますので、総会終了後、事務局に申し出てください。

農 林 水 産 課： 資料3「平成30年度事業計画 農林水産課」をご覧ください。

1 平成30年度の農林関係予算は、6億3,336万3千円で、昨年度より800万円の増加となっています。

2 農林水産課事業概要ですが、「もうかる農業の推進」として、農産物のブランド化、収益性の高い品目の取り組みを推進し、農業者の所得向上、地域の活性化を図るための施策を推進します。具体的には、広カンラン栽培促進及びブランド化推進、ドローンを活用した柑橘防除実証実験事業を2年間実施、レモン及びオリーブについては昨年と同じ取り

組みを実施、有害鳥獣対策ではこれまでの取り組みに加え、ICT（情報通信技術）を活用したハコワナ通知システムを2年間実施し、見回り作業の軽減と捕獲力向上を図ることとしています。

「農業の担い手の確保・育成」では、栽培技術習得セミナー、新規就農者総合支援事業等を行います。新規就農者支援事業では、平成29年度は6名、平成30年度は現在2名の候補者がいます。

「農地の効率的な利用」では、農地の集積化、効率的な利用、遊休農地の解消等のため、4事業を継続して行います。

「農業の多面的機能の維持」ですが、農地の持つ自然環境保全機能などの多面的機能の維持のため、中山間地域直接支払事業等を行います。

「森林の整備、保全」では、森林の持つ機能を保全するため、小学生を対象とした体験活動事業等を行います。

緑の募金についてですが、昨年度、呉市内で約133万円の募金が集まり、森林整備、緑化活動に活用させていただきました。本年度もご協力をお願いします。

議長：ただ今の説明について、ご質疑・ご意見ございましたら、総会終了後事務局までお願いします。

なお、緑の募金については、例年どおり委員協議会より一人あたり400円を募金したいと思いますので、ご了解ください。

（農林水産課職員 退室）

議長：「平成30年度 県農業・農村施策・予算に係る要望について」事務局の説明をお願いします。

事務局：資料4「平成30年度県農業・農村施策、予算に係る要望について（回答）」をご覧ください。

県内市町の農業委員会は、毎年1回要望を作成し広島県農業会議に提出しています。これを集計したものを農業会議が広島県に要望しており、これへの回答が資料4です。呉市農業委員会は、昨年度に農業委員の改選があり要望を出していませんが、今年度は要望を出したいと考えています。

「有害鳥獣対策」の要望に対する回答では、狩猟者の確保対策、農業者への研修会の開催、防護柵更新等への交付金事業を行い、サル被害については今後検討するとしていま

す。

「農業生産基盤整備事業等の推進」の要望に対する回答では、担い手の育成，園芸作物の生産拡大を図るため，大規模農業団地の形成，暗渠排水等の生産基盤の整備を推進する。また，農業水利施設の長寿命化対策として，施設の重要度，規模に応じた直接支払制度等を活用する。中山間地域の農業経営の維持のため，中山間地域直接支払制度などにより支援するとしています。

「中山間地域の振興対策」の要望に対する回答では，農地集積の推進，園芸作物の生産拡大への支援，生産基盤整備の予算獲得に取り組むとしています。

「都市農業振興」の要望に対する回答では，広島県の「地域計画」について，他県の策定状況や県内都市農業の状況を把握しながら検討する。また，県内市町の「地域計画」策定の支援をするとしています。

「農業支援センター（ワンストップ窓口）の設置」の要望に対する回答では，新規就農者育成のため，平成28年度からJAグループと共同で「ひろしま農業創生事業」を創設し支援しているが，新規就農者育成の加速のため希望者が就農できるまでコーディネートする体制が必要であり，「元気な広島県農業戦略会議」での協議や，農業会議等との連携し，検討を進めるとしています。

議 長：今までを通して，何かご意見，ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，次回の日程を申し上げます。

次回，平成30年第5回総会は，5月31日 木曜日 午後2時 から
場所は，呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で平成30年第4回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議，ありがとうございました。

(午後3時40分)